

臨床工学技士の業務範囲追加に伴う告示研修について

(令和3年厚生労働省告示277号へのQ&A)

Q1. 研修は義務なのですか？

臨床工学技士法の改正（2021年5月28日公布、同10月1日施行）による新たな業務を行う場合には義務となります。

Q2. 研修が終わらなければ、新たな業務を行ってはならないのですか？

臨床工学技士法の改正によって新たに認められた業務については、研修を受講しなければ業務を行うことはできません。法律や政令で、「業務を行う場合に、予め研修を受講すること」が求められています。

一方で、これらの業務を、従来から、医療機関の許可の下に実施しているケースもあると思います。このような場合、2021年10月1日以降に、研修が修了していないために当該業務を実施できないということでは、医療の提供に支障を来します。医師の時間外労働規制が開始される2024年4月までに、「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修」を受講してください。また、所属する医療機関で研修受講の計画と修了するまでの間の業務の取り扱い、医師の時間外労働の規制に対応等を検討してください。

Q3. 研修を未受講のまま、新たな業務を行うと罰則がありますか？

法律違反（臨床工学技士法第2条第2項）となりますので、処罰が行われることも十分考えられます。

Q4. 自分の業務に関係する研修のみ、受講することはできますか？

業務別に受講することはできません。

臨床工学技士免許の下に実施することができる業務全般について、一括して受講いただきます。

Q5. この告示研修を受講しないと臨床工学技士免許がなくなるのですか？

現在取得している臨床工学技士免許はこれからも有効です。

ただし、Q1でお答えしたように、「臨床工学技士法改正（2021年5月28日公布、同10月1日施行）による新たな業務」を行うことは法律違反となります。法令で新たに定められた業務を行う必要がある方については、研修を受講することが必要です。

Q6 いつまでに受講する必要がありますか？

期限はありません。

しかし、現在、当会としては、研修会を集中して実施する期間を 2021 年 9 月から 2027 年 3 月までとしており、それ以降は、実技研修会の開催回数を減らす計画としています。

なお、医師の時間外労働規制の開始に対応するという観点では、2024 年 4 月までに受講することがひとつの目安になると思います。できるかぎり早めの受講をお勧めします。

Q7 臨床工学技士免許の他に看護師免許（准看護師免許）を持っていますが、新たな業務を実施するためには研修が必要ですか？ また、研修の一部は免除されますか？

今回の研修は、臨床工学技士免許で認められた業務に対するものです。臨床工学技士として当該業務を行うのであれば、受講が必須となります。また、一部免除もありません。

Q8 受講料が高すぎると思うのですが…？

今回の研修は、実施時間や到達目標等について、厚生労働省から指示されています（令和 3 年 7 月 9 日付 医政発 07090 第 7 号厚生労働省医政局長通知）。それに沿って研修を実施するために必要となる費用です。

また、この研修は臨床工学技士免許に関係するものであり、主催者である当会には受講者全て（会員、非会員問わず）の名簿を将来にわたり管理することが求められています。その管理費も含まれておりますので、ご理解ください。

Q9 非会員の受講料が会員と比較して高いのですが…？

今回の研修を準備する過程で、教材の作成や実習機材等の準備、受講管理システムの構築等、相応の費用が発生しています。これはらは全て日本臨床工学技士会会員の会費より捻出しています。

なお、費用の面では日本臨床工学技士会に入会し正会員となった後に受講される方法も一案だと考えます。当会の他事業につきましても、ご理解いただけるものと思います。

Q10 コロナ禍で所属施設から、対面式の実技研修への参加の許可を得ることが難しいのですが…？

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言がなされたことから実技研修の開始を 1 ヶ月繰り下げております。これ以上の延期は難しく、2021 年 10 月末から、感染対策を行いながら開催します。所属施設のルール、ご自身やご家族の状況等を考慮の上、ご自身の判断で受講をお願いします。

Q11. 医療機関等において、受講者と未受講者の区別をどのようにすればよいでしょうか？

研修を終了された方には受講修了証を発行致します。臨床工学技士免許証と合わせて保管してください。また、修了者にはピンバッジを配布しますので、施設内での判断で使用してください。

参考：バスキュラーアクセスの穿刺について

根拠法令

臨床工学技士法施行令

(生命維持管理装置の身体への接続等)

第1条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。

- 一 省略
- 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又はシャント、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去
- 三 省略

臨床工学技士法改正により、表在化動脈への接続（穿刺）および除去が認められることになりました（令和3年政令第203号）。そして、本行為を実施するには厚生労働大臣が指定する研修（当会が指定され行う告示研修）の受講が必要であると定められています（同政令附則）。

表在化動脈はシャントの作成が難しい患者に対して用いられるバスキュラーアクセスですが、その構造や管理方法等はシャントと異なります。

従来の臨床工学技士法ではシャントへの穿刺は認められておりましたが、シャント以外については記載されておらず、この度、表在化動脈への穿刺が明記されました。これに合わせて返血する血管として表在静脈が記載されました。

研修につきましては、シャントへの穿刺および除去に関しては、すでに養成課程で学修していることから不要です。他方、追加された表在化動脈と表在静脈への穿刺および除去については、追加の研修が必須となります。

以上が、バスキュラーアクセスへの穿刺に関する法的な解釈としておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、未受講者についてはQ&Aの2および3に記載するとおりです。